

主な検討事項案

第1 取締役の報酬

- 取締役の報酬を経営者に対する動機付けの手段であると考える立場から、取締役の報酬に関する規律の見直しが必要であるとの指摘があるが、このような指摘について、どのように考えるか。

(注) 第5の1「会社補償」及び2「D&O 保険」については、取締役の報酬の後に議論をする予定。

第2 取締役会の決議事項

- 「重要な業務執行」の該当性の判断が容易ではないとの理由から、広範な事項が取締役会の決議事項として取り扱われている問題があるとの指摘があるが、当該判断を容易にするための立法的な措置の要否について、どのように考えるか。
- 監査役会設置会社においても、取締役会がモニタリングモデルを容易に採用することができるよう、一定の要件が認められる場合には、取締役会が、「重要な業務執行」の決定を取締役に委任することができるようにすべきとの指摘があるが、このような指摘について、どのように考えるか。

第3 社債

- 社債管理者を設置することを要しない社債を対象として、より簡素な社債管理の制度を新たに設けるべきとの指摘があるが、このような指摘について、どのように考えるか。
- 社債権者全員の同意がある場合における社債権者集会の規律、債権者保護手続における社債権者の異議申述権の行使方法等を見直すべきであるとの指摘があるが、このような指摘について、どのように考えるか。

第4 株主総会

1 株主提案権

- 株主提案権の濫用的な行使について、立法的な措置が必要であるとの指摘があるが、このような指摘について、どのように考えるか。

2 招集通知の添付資料の提供

- 招集通知の添付資料について、株主が書面による提供を求めた場合を除き、電磁的方法により提供することができるようにすべきとの指摘があるが、このような指摘について、どのように考えるか。

第5 役員責任

1 会社補償

- 会社法上、会社補償に関する規定を設けるべきとの指摘について、どのように考えるか。

2 D&O 保険

- 会社法上、D&O 保険に関する規定を設けるべきとの指摘について、どのように考えるか。

3 責任限定契約及び責任の一部免除

- 業務執行取締役等である取締役も責任限定契約を締結できるようにすべきとの指摘について、どのように考えるか。

- 責任限定契約及び責任の一部免除に関する解釈上の問題点について、どのように考えるか。

(注) 例えば、一部の役員等の会社に対する責任についての責任限定契約又は一部免除の効果が他の役員等の会社に対する責任に対してどのような効果が及ぶと考えるべきかなど。

第6 代表訴訟

1 原告による証拠収集

- 代表訴訟において、原告である株主による証拠の収集を容易にするための立法的な措置が必要であるとの指摘について、どのように考えるか。

2 会社の関与

- 会社による被告への補助参加に関して、補助参加の利益を要しないという解釈については、異論があるところであるが、この点について、どのように考えるか。

- 社外取締役等の活用の観点から、代表訴訟への独立性のある会社の機関の関与の在り方及び立法的な措置の要否について、どのように考えるか。

第7 社外取締役

- 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号。以下「改正法」という。）施行後の社外取締役の選任状況について、どのように評価すべきか。

- 改正法附則第25条を踏まえ、社外取締役制度の在り方について、どのように考えるか。

- 社外取締役がMBOにおいて買付者との間で交渉を行うことなどは通常「株式会社の業務を執行した」に該当しないとの解釈があるが、「株式会社の業務を執行した」の意義及び立法的な措置の要否について、どのように考えるか。

- 社外取締役の情報収集権について、どのように考えるか。

第8 その他

以下の点について検討することが考えられるとの指摘があった。

- 自己新株予約権の処分の手続に有利発行規制等が存在しないこと及び新株予約権の払込金額の払込みに現物出資規制等がないことに関する見直しの要否について
- 機関投資家等の実質株主による株主総会への出席及び株主提案権の行使について
- 特別支配株主（又は一定の支配株主）に対する少数株主の株式買取請求権（セル・アウト権）を導入することについて
- 株式買取請求権に基づく株式の代金支払請求権を一般債権者に劣後する債権とすることについて
- 会社法上の罰則規定の見直しについて